

Jアラートの試験放送が流れます

全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験が実施されます。

F Mなかそらち(FMG, SKY / 77.9MHz)の電波を介して、試験放送が流れます。専用の自動起動ラジオをお持ちの方は、試験放送実施時に自動的にラジオが起動しますので、音声が聞こえるかを確認できるよう、あらかじめラジオの受信状況などをご確認ください。

日時 11月15日(水) 11時
放送情報 「これはJアラートのテストです」×3回

女性の人権ホットライン 強化週間

11月15日(水)から21日(火)までは、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

「女性の人権ホットライン」は、女性を巡るさまざまな人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。期間中は受付時間を延長して対応し、解決に導きます。**全国共通ナビダイヤル** 0570-070-810
強化週間中の受付時間 平日 8時30分～19時、土・日曜日、祝日

対象 市民
地域 包括支援センター 28-8029

税を考える週間

11月11日(土)から17日(金)までは「税を考える週間」です。市民の皆さんに税の意義や役割についての理解を深めてもらうため、税の無料相談会を実施します。

●税の無料相談会
日時 11月16日(木) 10時～12時、13時～15時
場所 市役所2階 図書館ロビー
相談員 市内税理士
対象税目 所得税、相続税、贈与税

●電話による無料相談

日時 11月13日(月) 10時～15時
相談先 市内各税理士事務所
※詳しくはお問い合わせください。
●滝川税務署 22-2191

自転車駐輪場の冬期閉鎖

市内7か所の自転車駐輪場は、冬期間閉鎖しますので、自転車は閉鎖日までにお引き取りください。なお、期日までに引き取られなかった自転車は、放置物件として処理しますのでご注意ください。
閉鎖箇所 駅前広場駐輪場、滝川市自転車駐車場(たきかわ観光国際スクエア横)、JR駐車場横駐輪場、大町3丁目1番駐輪場、大

11時～17時
通常受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
●札幌法務局滝川支局 23-2330

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力防止について考え、暴力のない社会づくりを進めていきましょう。

●くらし支援課 28-8012

人権相談

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別など、「自分の悩みは人権侵害かも」と思ったら、一人で悩まず、気軽に法務局までご相談ください。秘密は守ります。相談は無料です。
●さまざまな人権問題の電話による相談



「ねんきん月間」および「年金の日」

日本年金機構では、公的年金制度に対する理解を深めていただくために、毎年11月を「ねんきん月間」とし、11月30日を「年金の日」としています。

●年金に関する相談

ご自身の年金記録や受給見込み額について相談を希望する方は砂川年金事務所(予約受付専用) 0570-054890に予約のうえ、ご相談ください。
※相談希望日の1か月前から前日まで受け付けます。また、相談の際は年金手帳をご用意ください。

●国民年金について学ぶための動画を視聴できます

日本年金機構ホームページ↓年金についての制度・手続き↓年金について学ぼう」に掲載しています。

る相談
みんなの人権110番
0570-003-110

●いじめ・虐待など子どもの人権問題

こどもの人権110番
0120-007-110

●LINEじんけん相談

検索IDから公式アカウント「SNS人権相談」を友だち登録することで相談できます。

アカウント名 「SNS人権相談」
検索ID @snsinkensoudan
●くらし支援課 28-8013

犬の飼い方のルールとマナーについて

飼い主は、正しい犬の飼い方を守り、他の人に迷惑をかけないようにしましょう。

●犬の放し飼いは、やめましょう
放し飼いをしないことは、飼い主の基本ルールです。

犬の放し飼いは、「滝川市畜犬取締り及び野犬掃討条例」により禁止されています。

敷地外に放たれないよう対策するのはもちろんのこと、道路や公園、河川敷などで散歩させるときは、必ずリードを使用して他人の迷惑にならないようにする必要があります。

自分の犬は、「人に危害を加えない」「逃げない」というのは理由に

なりません。放れた犬は野犬となり、捕獲されることがあります。

●犬のふんは、持ち帰りましょう

散歩時に犬のふんを持ち帰ることは、飼い主として最低限のマナーです。

●飼育場所を清潔にしましょう

近所に不快感を与えないように、また犬の健康のため、飼育場所は常に清潔にしましょう。

●犬に無駄吠えをさせないようにしましょう

犬の無駄吠えは、近所迷惑となります。吠える原因となるものを除き、愛情をもって根気よくしつけることが大切です。

●くらし支援課 28-8013

家屋の新築・増築・改築 および取り壊しの届け出しについて

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在、市内の土地や建物を所有している方に対して課税されます。

▼家屋を新築・増築・改築したとき(車庫・物置なども含む)

翌年度より課税となりますので、税額を算出するために評価します。

福祉
福祉除雪サービスをご利用ください
65歳以上の高齢者世帯、重度身体障がい者世帯で、身体的理由などにより除雪を行うことが困難な世帯を対象に除雪を行います。
事業内容 市道の除雪が入った日に1回のみ、玄関から道路までの避難通路を確保する事業です。
利用料 介護保険料の段階に応じて決定します(月額1,250円～5,000円)。
実施期間 12月～令和6年3月末
申込方法 窓口または電話でお申し込みください。
※自宅から300メートル以内にお子さんがお住まいの方は利用で

令和5年度のごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額

市では次の方を対象にごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額を行っています。ただし、ごみ処理手数料については、今年度未申請の方に限ります。

減額対象世帯
○生活保護世帯
○70歳以上の単身世帯で令和5年度の市民税が非課税の世帯
○母子世帯・父子世帯(次の①～④のいずれかに該当する子を扶養し、母親または父親の収入のみで生計を維持している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」による母子家庭または父子家庭で、令和5年度の市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯)
①満20歳未満の子
②身体障害者手帳1級または2級の子
③療育手帳A判定の子
④精神障害者保健福祉手帳1級の子

※市税、し尿処理手数料の完納が条件となります。
※ごみ処理手数料は、対象となる月数分のごみ袋を交付しますが、条件により申請時にお渡しできない場合があります。詳しくはお問

届け出がない場合は、さかのぼって課税されることがあります。

▼家屋を取り壊したとき(車庫・物置なども含む)

翌年度の課税から除くために現地確認をします。

●くらし支援課 28-8020

人権・困りごと無料相談所

日時 12月5日(火) 13時～15時
場所 市民交流プラザ 交流ルーム3
相談機関 滝川人権擁護委員協議会

相談内容 家庭内の問題、近隣間のもめ事、職場の人間関係など
申込方法 滝川人権擁護委員協議会(023-2330)まで、事前にお申し込みください(相談無料、秘密厳守)。
●くらし支援課 28-8012

江部乙出張相談室

本庁まで行かなくても身近な江部乙支所で気軽に介護や認知症の相談などができます。
日時 11月10日(金) 10時～11時
場所 農村環境改善センター
内容 総合相談、血圧測定、物忘れ相談など

い合わせください。
●くらし支援課 28-8013

健康

高齢者インフルエンザ予防接種に係る実施医療機関の追加について

広報たきかわ10月号19ページに掲載した「高齢者インフルエンザ予防接種」のうち、表中の実施医療機関に「こしお整形外科クリニック(026-1154)」が加わりましたので、高齢者インフルエンザ予防接種を希望される方は、直接医療機関へご予約ください。
●健康づくり課 24-5256

料理づくりのこころ

日時 11月30日(木) 10時～12時30分
場所 まちづくりセンター
内容 腸内環境を整える「腸活」のポイントや、不足しがちな食物繊維を上手にとるコツを紹介します。
対象 65歳以上の市民
定員 9人
参加料 500円
持ち物 エプロン、三角巾、飲み物、筆記用具

申込期限 11月28日(火)
申込方法 問合先窓口または電話でお申し込みください。
●保健センター 24-5256